

2013/09/06 16:03 現在の情報です。

東京都港区芝公園二丁目11番1号
 エムスリーキャリア株式会社
 会社法人等番号 0104-01-088946



商号	エムスリーキャリア株式会社		
本店	東京都港区芝大門二丁目2番11号		
	東京都港区赤坂一丁目11番44号	平成23年11月21日移転 平成23年12月1日登記	
	東京都港区芝公園二丁目11番1号	平成25年5月20日移転 平成25年5月23日登記	
公告をする方法	当会社の公告方法は、官報に掲載する方法とする。		
会社成立の年月日	平成21年12月28日		
目的	(1) 医療およびヘルスケア関連人材の派遣、採用支援、評価、教育および研修 (2) 有料職業紹介事業 (3) 広告の企画、制作および広告代理店業 (4) 雑誌、書籍、情報コンテンツの制作、編集、出版、販売および放送業 (5) 情報ネットワークおよびシステムの構築、運用、ソフトウェア制作および販売 (6) 集金代行業 (7) 前各号に関連するコンサルティング業務 (8) 前各号に付帯する一切の業務		
発行可能株式総数	4000株		
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 1000株		
資本金の額	金5000万円		
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。		
役員に関する事項	取締役	谷村格	平成22年6月16日重任
	取締役	谷村格	平成23年6月15日重任 平成23年6月28日登記
	取締役	谷村格	平成24年6月20日重任 平成24年6月28日登記
	取締役	谷村格	平成25年6月19日重任 平成25年6月26日登記
	取締役	中條宰	平成22年6月16日重任
	取締役	中條宰	平成23年6月15日重任 平成23年6月28日登記
	取締役	中條宰	平成24年6月20日重任 平成24年6月28日登記
	取締役	中條宰	平成25年6月19日重任 平成25年6月26日登記
	取締役	伊藤大輔	平成22年6月16日重任

'13.09.11

医師転職支援.biz

		平成23年 5月 1日就任
		平成23年 5月12日登記
取締役	諸 藤 周 平	平成22年 6月16日重任
取締役	諸 藤 周 平	平成23年 6月15日重任
		平成23年 6月28日登記
取締役	諸 藤 周 平	平成24年 6月20日重任
		平成24年 6月28日登記
取締役	諸 藤 周 平	平成25年 6月19日重任
		平成25年 6月26日登記
取締役	信 長 努	平成22年 6月16日重任
取締役	信 長 努	平成23年 6月15日重任
		平成23年 6月28日登記
取締役	信 長 努	平成24年 6月20日重任
		平成24年 6月28日登記
取締役	信 長 努	平成25年 6月19日重任
		平成25年 6月26日登記
取締役	富 山 泰 司	平成23年 5月 1日就任
		平成23年 5月12日登記
取締役	富 山 泰 司	平成24年 6月20日重任
		平成24年 6月28日登記
取締役	富 山 泰 司	平成25年 6月19日重任
		平成25年 6月26日登記
代表取締役	中 條 宰	平成22年 6月16日重任
		平成23年 4月 1日辞任
		平成23年 4月14日登記
代表取締役	信 長 努	平成23年 4月 1日就任
		平成23年 4月14日登記
代表取締役	信 長 努	平成23年 6月15日重任
		平成23年 6月28日登記
代表取締役	信 長 努	平成24年 6月20日重任
		平成24年 6月28日登記
代表取締役	信 長 努	平成25年 6月19日重任
		平成25年 6月26日登記
監査役	平 川 英 治	
監査役	平 川 英 治	平成25年 6月19日重任

		平成25年 6月26日登記
	監査役 後藤夏樹	平成24年 6月20日辞任 平成24年 6月28日登記
	監査役 杉崎政人	平成24年 6月20日就任 平成24年 6月28日登記
	監査役 杉崎政人	平成25年 6月19日重任 平成25年 6月26日登記
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	<p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>	
社外取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	<p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項が規定する最低責任限度額とする。</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項が規定する最低責任限度額とする。</p>	
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	
登記記録に関する事項	平成22年7月5日東京都千代田区神田須田町一丁目23番1号から本店移転 平成22年 7月15日登記	

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。